

感染症による出席停止と登校許可について

学校保健安全法第 19 条により、児童が同法施行規則第 18 条に規定される感染症に罹患した場合、同規則第 19 条（下表）の期間「出席停止」とします。この場合、出席停止後の登校にあたっては、

- ① この書面と「登校許可証」の両方を医師に提出し、許可をもらった「登校許可証」を学校に持参してください。
- ② 登校した時は、すぐに担任に提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	（下部記載）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 及び 髄膜炎 菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第三種	（下部記載）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）COVID-19(新型コロナウイルス感染症)
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（学校での流行を防ぐ為に必要と考えられる際に、校長が学校医の意見を聞き第三種の感染症として措置をとることができる疾患＝溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など）

登校許可証

聖心女子学院 初等科 年 組 番

氏名

生年月日 年 月 日

病名

出席停止期間： 年 月 日～ 年 月 日

(出席停止の日数については別紙をご参照ください。)

上記疾患の治癒または感染の恐れがなくなったため、

年 月 日より登校可能と認めます。

年 月 日

医療機関名：

住所：

医師名：

印